

平成20年度 事業原簿（ファクトシート）

平成20年 4月 1日作成
平成21年 5月 現在

制度・施策名称	省エネ設備・機器の導入支援				
事業名称	エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業	コード番号：P05014			
推進部署	エネルギー対策推進部				
事業概要	<p>民生部門における更なる省エネルギー推進策として、エネルギー供給事業者が消費者にエネルギーを供給している事業者にしか持ち得ない専門知識やエネルギーの使用状況に関する情報の蓄積等を活用しつつ、地域特性に精通している地方公共団体等と連携することにより、地域において計画的、効果的に住宅・建築物への省エネルギーを推進する事業に対して補助する。</p>				
	<p>①『エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業』 エネルギー供給事業者が主導して地方公共団体等とともに策定した「エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入計画」に基づき実施する設備導入への補助事業である。 平成20年度は、（建築物に係るもの）のみ新規公募を実施する。</p>				
	<p>②『エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進広報等事業』 「エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業」に関して実施する広報活動への補助事業である。 平成20年度は、継続事業のみを実施する。</p>				
	<p>補助率： ① 導入事業：補助対象経費の1/2以内（建築物に係るもの） ② 広報等事業：定額</p>				
事業規模	事業期間：平成17年度～21年度 [百万円]				
		H17～19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (予定)	合計 (H17～H20年度)
	予算額	4,275	648	(193)	4,923
	執行額	5,110	399	—	5,509
	・H17～H19年度の予算額と執行額の差額は、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業の執行残額を繰越して充当した。				
1. 事業の必要性					
<p>現在、我が国のエネルギー消費量の約30%を占める民生部門（家庭・業務用）のエネルギー消費は、産業部門と比較して高い伸びを示してきており、2007年度のエネルギー消費量は原油換算で約128百万k1となっている。（1970年度比で約3.3倍、1990年度比で約1.35倍） そのため、民生部門における抜本的な省エネルギー対策の推進が喫緊の課題となっている。 これを解決するために、住宅・建築物に対する省エネルギー意識を高揚させるとともに、住宅・建築物における先導的な省エネルギー設備の普及を促進させることが重要である。 本事業は上記を実現するため、民生部門における更なる省エネルギー推進策として、エネルギー供給事業者が、消費者に直接エネルギーを供給している事業者にしか持ち得ない専門知識やエネルギーの使用状況に関する情報の蓄積等を活用しつつ、地域特性に精通している地方公共団体と連携することにより、地域における省エネルギーを計画的・効果的に推進することを目的とすることから、本事業の社会的意義は大である。</p>					
2. 事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応					
①目 標					
地域において計画的・効果的に省エネルギーを推進する。平成20年度については原油換算で3,100k1、CO2換算で8,086tCO2相当の削減を図ることを目標とする。					

②指 標 採択件数、採択金額、省エネ効果(k1・%)、費用対効果(万円/k1) 等
③達成時期 平成21年度
④情勢変化への対応 (建築物に係るもの)の導入事業については費用対効果の優れたものとし、「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(建築物に係るもの)」の公募条件(省エネ量・率)と補助対象範囲の差異等について整合性を図る。 広報等事業は、昨年度に作成・実施した広報紙、環境展、講演会、ポスター、パネル、ウェブサイト等を分析・評価して、今年度は地域住民により広く、より普及効果のある広報活動となるよう指導する。
3. 評価に関する事項
①評価時期 毎年度評価：平成21年5月
②評価方法(外部or内部評価、レビュー方法、評価類型、評価の公開方法) 毎年度評価：毎年度末に内部評価を実施

[添付資料]

- (1) 平成20年度概算要求に係る事前評価書(経済産業省策定)(略)
- (2) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業)交付要綱(略)
- (3) 平成20年度実施方針(略)
- (4) 平成20年度事業評価書

平成20年度 事業評価書

	作成日	平成21年9月29日
制度・施策名称	省エネ設備・機器の導入支援	
事業名称	エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業	コード番号：P05014
担当推進部	エネルギー対策推進部	
0. 事業実施内容		
<p>民生部門における更なる省エネルギー推進策として、エネルギー供給事業者が消費者にエネルギーを供給している事業者には持ち得ない専門知識やエネルギーの使用状況に関する情報の蓄積等を活用しつつ、地域特性に精通している地方公共団体等と連携することにより、地域において計画的、効果的に住宅・建築物への省エネルギーを推進する事業に対して補助した。</p> <p>採択件数は、新規の導入事業（建築物に係るもの）3件（内1件は複数年度事業）、及び継続の広報等事業66件を採択し、356百万円を補助した。</p> <p>また、新規導入事業の3件で原油換算2,914k1の削減効果を得ることが出来た。</p>		
1. 必要性（社会・経済的意義、目的の妥当性）		
<p>現在、我が国のエネルギー消費量の約30%を占める民生部門（家庭・業務用）のエネルギー消費は、産業部門と比較して高い伸びを示してきており、2007年度のエネルギー消費量は原油換算で約128百万k1となっている。（1970年度比で約3.3倍、1990年度比で約1.35倍）</p> <p>そのため、民生部門における抜本的な省エネルギー対策の推進が喫緊の課題となっている。</p> <p>これを解決するために、住宅・建築物に対する省エネルギー意識を高揚させるとともに、住宅・建築物における先導的な省エネルギー設備の普及を促進させることが重要である。</p> <p>本事業は上記を実現するため、民生部門における更なる省エネルギー推進策として、エネルギー供給事業者が、消費者に直接エネルギーを供給している事業者には持ち得ない専門知識やエネルギーの使用状況に関する情報の蓄積等を活用しつつ、地域特性に精通している地方公共団体と連携することにより、地域における省エネルギーを計画的・効果的に推進することを目的とすることから、本事業の社会的意義は大である。</p>		
2. 効率性（事業計画、実施体制、費用対効果）		
<p>① 手段の適正性</p> <p>（建築物に係るもの）の交付要件は、<u>2以上の建築物に導入し、1建築物あたり原則として削減量で100k1程度/年以上（原油換算）かつ削減率で10%程度/年以上であることを求めている</u>、（住宅に係るもの）は、<u>省エネルギーシステムを導入する住宅を50戸以上に対して補助をおこなう事業を求めている</u>、一定地域内で効果的な省エネルギーを図る補助制度としている。</p> <p>更にいずれも波及効果の最大化を図る観点から広報等事業を必須としている。</p> <p>採択に当たっては、審査委員会での省エネ量・率、費用対効果、広報の内容、等による審査を経て採択者を決定した。</p>		

② 効果とコストとの関係に関する分析

費用対効果は、(建築物に係るもの) と (住宅に係るもの) とともに年度毎に改善が出来た。

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	建築物	住宅	建築物	住宅	建築物	住宅	建築物	住宅
採択件数 (件)	6	8	8 (5)	27 (8)	9 (4)	64 (25)	7 (4)	62 (62)
補助金額 (万円)	69,157	32,161	50,356	141,437	89,970	120,885	32,202	3,439
省エネ量 (k1)	1,730	230	2,337	1,083	6,582	971	2,914	-
CO2削減量 (tCO2)	4,512	600	6,095	2,825	17,167	2,533	7,601	-
費用対効果 (万円/k1)	39	137	21	127	13	119	11	-

- ・平成20年度の(住宅に係るもの)は、全件広報等事業である。
- ・()内の数字は前年度からの継続事業の件数で、全体の件数の内数である。
- ・補助金額は導入事業費と広報等事業費の合計である。
- ・省エネ量とCO2削減量は導入事業によるものである。
- ・費用対効果は(導入事業費/省エネ量)で計算したものである。(広報等事業費は含まない。)

3. 有効性 (目標達成度、社会・経済への貢献度)

① 省エネ効果の目標達成度

平成20年度は、(建築物に係るもの)のみの3件(内1件は複数年度事業)を採択し、省エネ目標3,100k1に対して実績2,914k1、94%を達成した。

また、累計では省エネ目標14,200k1に対して実績15,847k1、112%を達成した。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	累計
省エネ目標(k1)	3,200	3,800	4,100	3,100	14,200
省エネ実績(k1)	1,960	3,420	7,553	2,914	15,847
達成率(%)	61%	90%	184%	94%	112%

- ・平成19年度は(建築物に係るもの)で省エネ効果の大きな事業が2件あったため、大幅な目標達成となった。

② 住宅への省エネ設備導入の普及

(住宅に係るもの)では、戸建住宅及び集合住宅へのエコキュート、エコジョーズ、エコウィル、等の導入推進を実施し、3年間累計で10,128台を普及した。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	累計
申請事業者数	8	19	39	66
設備導入台数	1,154	4,960	4,014	10,128

- ③ 広報等事業では自治体とエネルギー供給事業者が連携して地域住民へ「広報紙、環境展、講演会、ポスター、パネル、ウェブサイト等」で、導入事業の紹介と導入設備による省エネ効果をPRし、地域での省エネ意識の向上と省エネ設備の普及拡大に寄与した。

<p>④ 事業成果報告会の実施（平成 20 年 12 月 15 日 川崎日航ホテルにて）</p> <p>補助事業完了の事業者から省エネ効果や費用対効果、普及効果等のデータを取得し、分析結果を成果報告会の場で広く公表した。成果報告会には 150 人を超える一般の方の参加があり、省エネルギー意識の向上に寄与した。</p> <p>あわせて、事業成果報告会の資料を NEDO ホームページで公表し、報告会参加者以外の人々への省エネルギー意識の向上に寄与した。</p>
<p>4. 優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）</p> <p>特になし</p>
<p>5. その他の観点（公平性等事業の性格に応じ追加）</p> <p>特になし</p>
<p>6. 総合評価</p>
<p>①総括</p> <p>本事業開始から 4 年間で、31 都道府県の 79 地方公共団体（地域）で導入事業と広報等事業を継続的に実施し、以下の成果を達成することができた。</p> <p>導入事業では（建築物に係るもの）（住宅に係るもの）とも費用対効果が年度毎に改善され、累計省エネ効果についても目標を達成した。</p> <p>広報等事業では広報紙、環境展、講演会、ポスター、パネル、ウェブサイト等で広く PR を実施し、その効果として当該地域での省エネ意識の向上と省エネ機器の普及拡大（年度毎に普及率の UP）に寄与できた。</p> <p>②今後の展開</p> <p>今後は上記の 79 地方公共団体（地域）が主体となった広報活動で当該地域への普及拡大を図ることとして、平成 21 年度は（建築物に係るもの）の継続事業（導入事業）のみ実施する。</p>